

平成30年度 第4回上下水道事業運営審議会 会議録（要旨）

- I 日 時 平成31年1月28日月曜日 午後1時30分から午後2時45分
- II 場 所 合志市役所合志庁舎 防災センター1階 避難所A
- III 出席委員 上田欣也会長、辻敏輝副会長、坂本早苗委員、鎌田典子委員、鹿歸瀬一俊委員、高來正人委員、江藤邦光委員、園田重美委員、山本ゆみよ委員、後藤小百合委員、野口チカ子委員
- IV 欠席委員 緒方博詞委員
- V 事務局 井村水道局長(都市建設部長)、坂本上下水道課長、合志下水道班長、泉田水道班長、坂田主幹、吉山主幹
- VI 会議次第
- 1 開会
 - 2 局長あいさつ
 - 3 会長あいさつ
 - 4 議事録署名の指名（※名簿順で指名）
 - 5 説明
 - (1) 前回第3回運営審議会における決定事項の確認について
 - (2) 下水道事業経営にかかる各種制度について（経営戦略に係る部分）
 - 6 審議(下水道使用料体系のあり方について)
 - (1) 使用料改定案（シミュレーション）について
 - (2) 各種制度①～⑤について
 - 7 事務連絡
 - 8 閉会

会議録(要旨)

次第	発言者及び答弁者	内容
1 開会	事務局	<p>只今より平成30年度第4回上下水道事業運営審議会を始めさせていただきます。</p> <p>(全員挨拶)</p> <p>今回、委員の過半数の出席がございますので、合志市上下水道事業運営審議会条例第5条2項に基づき開会いたします。</p> <p>(資料の確認)</p> <p>お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。まずは水道局長から挨拶をお願いします。</p>
2 局長あいさつ	水道局長	<p>皆さん、改めましてこんにちは。年が明けて初めての会議ということで本年もよろしくお願いいたします。また、委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。</p> <p>本日は、前回の運営審議会の決定事項の確認と下水道事業経営に係る各種制度の説明を行った後に、下水道使用料体系のあり方についての審議をお願いしたいと思います。前回である程度決定していると思いますが、今日は3案を事務局から提案させていただきますので、忌憚のないご意見また、慎重なご審議をお願いしたいと思います。</p> <p>本日はよろしくお願いいたします。</p>
3 会長あいさつ	事務局	<p>それでは続きまして会長よりご挨拶をお願いします。</p>
	会長	<p>皆さん改めましてこんにちは。新年の挨拶は局長が行ったので省略いたします。年が改まってあっという間に1月も終わろうとしています。今年度もどんどん押し迫ってくるところで、皆さん大変お忙しいと思いますが、本日はお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>前回の会議である程度改定の方向性も出ましたので、今回はその具体的な詰めということで審議したいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>インフルエンザや風邪等も流行っております中で、皆様体調に気を付けられて、また来月の会議までよろしくお願いいたします。</p>
4 議事録署名委員の指名	事務局	<p>それでは続きまして、議事録署名人の指名に移りたいと思います。これにつきましては名簿順で指名させていただいておりますので、今回は名簿番号の8番の委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは審議に移りたいと思います。ここからは会長に議事進行をお願いします。よろしくお願いいたします。</p>
5 説明	会長	<p>それでは説明に入りたいと思います。</p> <p>前回第3回運営審議会における決定事項の確認について、事務局よりお願いします。</p>
(1) 前回第3回運営審議会における決定事項の確認について	事務局	<p>皆様、改めましてこんにちは。</p> <p>第3回運営審議会の決定事項の確認についてですが、まず1つ目に下水道使用料改定の目標についてということで、3条予算の黒字化を目指すために、使用料金の約30%、2億1千5百万円の値上げを下水道経営戦略上の目標としたいと思っております。</p> <p>2つ目に料金改定率と黒字化の目標年度です。(1)で使用料の改定は4年毎に行うこととし、毎回10%改定で今回10%、4年後に10%、8年後に10%引き上げを行い、経営戦略期間中の平成39年度に黒字化を達成する。</p> <p>(2)で一般会計からの基準外繰り入れに依存しつつ、段階的に使用料を値上げし、次の平成35年策定の市の総合計画・財政計画に合わせて段階的に基準外繰り入れを減らしていくという考えです。</p> <p>(3)で改定の目安としては、今回の改定で7千2百万円、4年後に7千2百万円、8年後に7千百万円を目標に改定し、総額で2億1千5百万円の値上げを確保したいと思っております。</p> <p>3つ目に使用料改定のあり方、従量制と累進制についてです。本市は現在、下水道使用料は従量制をとっております。今回の改定により、近隣市町村や全国的に採用が多い累進制による使用料改定を行うことに決</p>

会議録(要旨)

次第	発言者及び答弁者	内容
		<p>定しております。</p> <p>また、前回この累進制ということで計算を精査させてくださいとお願いしておりました。今回精査したところ、少し数字が変わっておりますので、この後説明させていただきます。</p> <p>なお、本日局長も申し上げましたが、おおかたの事項を審議・決定していただき、次の審議会までに答申書(案)を作成したいと思っております、この審議会に諮りたいと思っております。</p> <p>さらに3月の審議会時には答申の提出を行うことができるようにと思っておりますので、皆様のご協力の程よろしくお願いいたします。以上です。</p>
(2) 下水道事業経営にかかる各種制度について(経営戦略に係る部分)	事務局	<p>続きまして、下水道事業経営にかかる各種制度について説明させていただきます。経営戦略を今度策定しますので、現在、下水道事業にある制度等を先に説明させていただきます。</p> <p>また、参考までに平成25年に使用料の改定が行われておりますが、その1年前の平成24年に同じく答申が出ております。その答申にもありますが、受益者負担金の一括報奨金制度についても答申の中に謳っておりますので、後で参考までに見ていただきたいと思っております。</p> <p>それでは制度についてひと通り説明させていただきます。まず、①の下水道事業受益者負担金・分担金というのは、下水道が通った土地に1㎡あたり330円の負担金をいただくものです。一般家庭については上限として700㎡を上限としておりますので、土地が広いところは700㎡まで残りは猶予しております。その他、公共用地や学校用地などは各種減免の規定がございます。この1㎡当たり330円というのは、下水道事業を始めるときに各市町村で定めるもので、市町村によってまちまちの金額となっております。こちらは、今のところ改定等の予定はないところです。</p> <p>次に②の受益者負担金・分担金の一括納付報奨金です。これは、通常受益者負担金は5年間の分割支払いができますが、最初の納期に一括で納めていただいた場合は、納めていただいた金額の10%を報奨金としてお支払いするものです。これが、前回の答申を出された平成24年の時に20%から10%へ減額されており今に至っております。こちらは全国的にまだ7割位の自治体に制度がありますので、今のところ制度としては10%のままということで考えております。</p> <p>次の③水洗便所改造費助成金になります。これは汲み取り便所を下水道に接続する場合、工事費の20%以内で上限6万円を助成するものです。これは現在国からも接続の勧奨ということで、市が払った6万円の半分を国が補助する制度もがございます。</p> <p>次の④排水設備設置事業助成金です。こちらは旧地域改善対策事業が行われていたときからあるもので、水洗化工事費用の3分の2、上限30万円の助成金となっております。</p> <p>次に⑤個別排水処理施設整備事業というのがございまして、下水道計画区域外にポツンと一軒離れた家があると、下水道処理をすると高額になりますので、合併浄化槽を市で設置してそれを市が管理していくものです。現在、約30箇所くらい市で管理しているものがございます。</p> <p>以上が、現在の下水道事業にある各種制度になります。こちらは、後で審議の時に(2)に入れておりますが、特にご意見等があれば盛り込みますが、今のところは特別変更等の大きな目標はないところです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
6 審議	会長	<p>今説明がありましたけれども、現時点で文言等お尋ねになりたいことなどございませんでしょうか。</p>
	各委員	(意見等なし)
	会長	<p>よろしいでしょうか。審議の途中ででもお気づきのことがあれば、また言っていただければと思います。</p>
	会長	<p>それでは早速審議に入りたいと思っております。下水道使用料体系のあり方について使用料の改定案(シミュレーション)について説明をお願いします。</p>

会議録(要旨)

次第	発言者及び答弁者	内容
		す。
(1) 使用料改定案(シミュレーション)について	事務局	<p>それではまず先に、資料の説明をさせていただきます。使用料改定案のシミュレーションについてですが、お配りしている資料1というのが、使用料を改定した場合の今後の財政計画シミュレーションになっています。これは現在並行して下水道事業経営戦略を立てておりますが、その検討中の内容になります。まだ、確定ではございませんが、こちらは公認会計士等に事業委託しております、そちらの方とも連携しておりますが、この資料について後ほど説明したいと思います。</p> <p>資料2が10%改定を行う場合のシミュレーションで、3パターン用意しております。こちらも後で説明します。</p> <p>資料3が一番上に合志市の現行の従量制の料金表になり、ケース1の改定案、ケース2の改定案、ケース3の改定案ということでそれぞれ金額を出しておりますが、その中で安い方から何番目になるのか金額が入っています。その下の表の赤字がもともと改定する前から使用料が安いところ、緑色になっているところが今回改定すると合志市より安くなる自治体を示しています。</p> <p>資料4が2ページございまして、10m³毎にケース1から3まで改定した場合に近隣市町村で合志市がどの位置にあるのかを表したグラフになります。合志市(現行)となっているところが、現在の合志市の改定前の位置付けになります。</p> <p>資料は以上のものをお配りしているところですが、最初に1枚目の財政計画シミュレーションの説明をさせていただきます。</p> <p>この資料は、改定した場合に財政的にどうなっていくのかを表しているものになりますが、真ん中の料金改定というところで、5%、5%となっているのは、年度の途中から5%になりますので、計算上5%と書いておりますが、平成31年度中に10%の改定は実施するところです。</p> <p>その4年後の平成35年度に、これは10%と言っているのですが、財政計画上のシミュレーションの中では、人口が順調に伸びて使用料が入ってきたら1%くらいは減らせるのではないかという見立てをされているので、一応9%としておりますが人口の伸びによっては10%になるかもしれませんし、分からないところはあります。同じく3回目の改定も、このまま人口が順調に伸びて料金改定もうまくいけば、2%くらい落とした8%くらいでもしかしたらいけるのではないかという見立てができるということで試算されております。</p> <p>このような料金改定を3段階していく中で、中段に基準外繰り入れ額合計というのがございまして、これは一般会計が下水道事業に負担していただいている基準外の金額になります。もともともらってもいいよという基準内の金額が2億程ございまして、基準外はそれ以外の金額で、本来他の事業に回すべき費用を下水道にいただいているという性質のものです。これを、2回目の改定までうまくいけば2024年くらいには大きく減額できるのではないかというところで、3億4千7百万くらいが5千万くらいに落とせるのではないかと試算ができております。</p> <p>このような中、下の方に下水道事業としての財政的な部分があり、この現金預金期末残高というのが下水道事業で保有している現金の額になります。その下が企業債現在高といたしまして、31年度決算時点の借金で持っている総額75億5千9百万くらいとなっております。下水道使用料を改定した後、7千3百万くらい入ってくると見立てしております。これが改定の大枠と人口の伸びもありまして、順調に金額が増えていく試算になります。</p> <p>このとおりいけば2回目の改定はもしかしたら1%くらい落とせるのではないかと試算されておりますが、人口の伸びは今の時点での予想なので、同じ人口でいけばそれぞれ10%、10%の改定が必要ということになります。</p>

会議録(要旨)

次第	発言者及び答弁者	内容
		<p>その下にある経常収支比率というのは、実際の下水道使用料の収入から必ずかかってくる維持管理費を賄っているかを表しており、100%が黒字になる数値ですがずっと90%台となっており、平成35年の2回目の改定が無事に済めばやっと100%に追いつくだろうと。黒字化を3年目にと書いておりましたが、この時点で一番下のところにある累積赤字がまだ8億とか9億とかございますので、これの解消のためにはまだ更なる改定が必要というところで、3回目の改定が平成39年度に予定しておりますが、この時点で累積欠損金が4億くらいになっていく。さらに改定が進めば順調に赤字が減って、最終年度の1年前2030年度くらいには黒字になり、それからは順調に増えていくというところになります。</p> <p>このシミュレーションをしていく中で、今、投資的な事業である工事や管渠の作り直し、ポンプの入替などをやっていますが、これに対して現在は起債といいますか、借金をしながら事業を行っています。起債自体は悪いことではないのですが、補助金を半分いただいて残りは45%起債で20年払いという形でやっております。これは補助金事業の裏は各種制度があり、借りた分は国から後で措置があるので今後もずっと借りていく予定にしております。</p> <p>一方95%としているのが補助にならない単独事業というのが約半数あります。最初の初期投資は国が補助してくれますが、更新や入替等はなかなか補助が付かないものです。こういったものは95%まで借り入れが可能となっております。これも順調に料金改定が進めば、平成39年度の3回目の改定くらいからは、起債に頼らなくてもいけるのではないかとこのシミュレーションが今のところできているところです。3回目の改定がうまくいかなければ起債を借りながら運営していくという道をとるしかないこととなります。</p> <p>それと、今、一般会計からいただいている基準外繰入金というのが、半分が出資金という性格でいただいております。公営企業会計に移行すると、出資金として一般会計からいただいた部分の目的が出資金でもらうと消費税がかからないというメリットがございます。これが通常の維持管理とかでもらってしまうと消費税がかかってしまうので、市からもらってなおかつ消費税を納めないといけないことがあるので出資金という形でいただいております。この出資金は黒字化したら納付・返還するという性質を持っていますので、最終年度の改定で黒字化を達成して下水道経営が安定してきたら、今の時点で20億円くらい出資金をいただいておりますので、少しずつでもお返しできたら経営が安定できることとなります。</p> <p>これは金額がいくらかと決まっている訳ではありませんので、その時の経営状況を見てお返しする額を決めることとなります。</p> <p>以上が料金改定を3回に分けた場合の財政的な部分になります。今いただいているこの基準外繰入りの3億5千万は2回目の改定までは同じくらいもらわないと経営的に厳しいということになります。2回目の改定がうまくいけば大幅な減額ができることです。</p> <p>次に料金改定の1回目、10%の改定を検討する資料の説明をさせていただきます。</p> <p>まず訂正があるのですが、前回なかったところに一番上に対象者を入れているのですが、皆さんにお配りしているものでは「人」と書いていますが、正しくは世帯という意味合いで「件」となります。この資料は縦に見るのですが、現在700円の基本料金だけを払われている世帯が29年度実績で4700件くらいあると。その後、月20m³から30m³の使用量の家庭が一番多く8000件とか5000件くらいあるので、全体が2万2千件くらいなので半数以上がこのエリアにいらっしゃるようになります。その後は、1810件が40m³、531件が50m³となっており、こちらは2世代から3世代とか同居されているようなところがこれくらいいらっしゃるようになるのかなと思います。その後は大体飲食店とか企業とかになって</p>

会議録(要旨)

次第	発言者及び答弁者	内容
		<p>くると思いますが、それぞれこちらにある数値の件数でございます。</p> <p>3つのケースを検討していただくのですが、まずケース1が基本料を700円で据え置き、1m³あたりの単価を8.3%(10円)、そして段階的に25%(30円)まで上げていく形にしております。単価は5円刻みにしておりますので、20m³の方は10円値上げ、30m³の方は5円、その後5円ということで、途中の200m³以上は150円としております。</p> <p>累進制にする場合、例えば500m³の方は500m³使ったからといって全てに単価150円を乗じるのではなく、100m³までは単価140円としておりますので、ここまでの計算はそれぞれの枠のところの金額で計算して、100m³を超えたところからが150円の計算になるところです。ですから多く使う人たちも安いところの水量は安い金額の計算になります。</p> <p>公衆浴場は前回も説明しましたとおり、3パターンとも5円値上げのところでもシミュレーションしております。</p> <p>あと、下の月額使用料の見込みですが、基本料金込みの税抜き金額になります。差額について今の料金表と比較した場合、20m³の方であれば月額120円の差がある形になります。</p> <p>改定による増額試算額は、今回の改定で年間どれだけ上がるのかということで20m³の方は10円値上げしたら770万増えるという形で、全部積み上げると一番右の7千2百万くらいが目標ですのでその金額が入っております。</p> <p>次にケース2になります。前回お示しした資料は100円毎の基本料金の値上げとしていたので、700円からいきなり800円になると大きな金額になります。一応50円値上げというパターンを入れさせていただきました。基本料金が50円上がったら、基本料金だけで1千3百万円くらい値上げになりますので、この50円の値上げだけで全体的になると結構大きな額になります。一般的に150m³あたりの大きな企業は、基本料金を上げようが上げまいが1件当たり50円上がるか上がらないかですので、ほとんど影響はないです。この基本料金を触ることで一番影響があるのは、2世代3世代同居されているような40から50m³あたりが420円から360円と上げ幅が100円くらい変わってきます。ここを用意したのが、1つは今回1回目の料金改定をしますが、第2回目、第3回目と続いていきますので、最低使う基本料金の方も50円値上げというのも計上すべきと考え、今回入れさせていただいています。</p> <p>次にケース3のところになります。こちらは企業に配慮した場合としておりますが、最後の企業の上げ幅を135円に抑えています。これはケース1とケース2は150円ですが、これはグラフで見ていただきたいと思います。資料4の2ページをお開きください。例えば大きいところでは3万m³使っている会社は昨年合志市では1社しかなかったのですが、企業に配慮したケース3を選ばれた場合には、お隣の津や菊陽とそれほど差は開かない金額です。ただケース1、2にしてもまだ熊本県内でいけば真ん中より下の方なので、まだ安い金額ではあります。ただ、競争力という部分でケース3というのでも検討に入れておこうということで、今回入れさせていただいておりますが、こちら辺はケース1、2を選んでも特別合志市が高いという金額にはならないですが、お隣の近隣市町村よりはちょっと高い部分が発生することになります。</p> <p>後は資料3がありますが、グラフを見ていただいた方が分かりやすいかと思っておりますので、資料3をグラフ化したものが資料4になります。資料4は2ページありますが、10m³、20m³など自分が支払っているあたりのところを見ながら、他の市町村と比べてどうかというのを見ていただければと思います。</p> <p>一応、使用料改定の資料の説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
会長		<p>改定案についての説明が終わりまりましたけれども、まずお尋ねになりたいことなどがありましたら挙手をお願いしたいと思います。なお、ケー</p>

会議録(要旨)

次第	発言者及び答弁者	内容
		ス1・2・3の大体の違いはお分かりになりましたよね。
委員		まず資料1ですが、5%・5%・9%・8%というのは人口の伸びで見ているとありましたが、これは安楽に考えていいのでしょうか。 それと2点目、資料の2ですが、例えば月に20m ³ のときに月額使用料が2,260円とすると、この場合に消費税が10%に上がることを含めて計算した場合は、これに200いくら足す訳ですよ。そうすると随分上がった感じがしないでもないかと。この2点どのようにお考えでしょうかお願いします。
会長		2点ですね。資料1の人口の伸びのところと消費税が加算された場合はどうか、事務局お願いします。
事務局		1点目についてですが、現在、市の人口の伸びは市の総合計画あたりにシミュレーションしてあるのですが、計画を上回るくらいの人口の伸びが今はあっております。ただ、これが2年先まで続くのか3年先まで続くのかは分かりませんが、2回目の改定を迎えるくらいまではそう大きくは変わらないと思います。その後5年後とかになってきてどうなのかというのは今のところハッキリは分からないところです。 2点目について、先ほどおっしゃいましたように、確かにこれは税抜きで書いておりますので、2,260円であれば10%となると220円くらいかかりますが、もともと8%から10%に上がる2%分が上がる分なので、大きく10%いきなり上がったという感じはないかと思えます。
会長		私からもいいですか。人口の伸びで料金も比例して伸びるということはあると思うのですが、人口が伸びて負担といういろいろな施設などの支出が増えるということはないのですか。
事務局		人口が伸びると下水道の場合は水量が増えますが、維持管理自体はそれほど大きく変わってきません。施設の処理能力にまだ余裕がありますので、入ってくれば入ってくるほど経営が上向くところです。施設を作り直さないといけない程伸びるといけないですが、順調にじわっと伸びる分には伸びた方が経営上は良くなります。
会長		他にございませんでしょうか。 (特になし) ここでケース1・2・3と3パターンありますが、細かいことを言えば10円刻みとかいう出し方もあると思いますが、この3つの中から選ぶということに関してはいかがでしょうか。もう少し他にパターンがあった方がいいという意見がございましたらお伺いしたいと思います。
委員		この3つのパターンでないと他の委員の方が、じゃ他にこういう方法がありますよとか出ないでしょう。だから、この3つパターンから話を進めますということで大丈夫だと思いますよ。
委員		ちょっと1ついいですか。例えばケース1とか2の20m ³ で2,260円の時に、これに上水道料金が加算される訳ですよ。上水道は今度関係ないですが、大体平均的に2,260円プラス倍くらい別に水道料金がかかる訳ですよ。それに消費税がかかるんですよ。
事務局		はい、そのとおりです。
委員		分かりました。
会長		どうしても2%とはいえ消費税が上がるのと同時期になるので、負担感は若干あるかもしれませんが、これまでの審議会の流れとしては、下水道会計をとにかく健全化ということでやってきましたのでその方向です。
委員		公共下水道は熊本市の浄化センターに流してますよね。結局、熊本市の料金と合志市の料金で同じ設備で処理しているのにあまり差があったらちょっとまずいと思います。大体、水量によって熊本市とあまり変わらない状況になっていますか。さっきの表を見れば分かると思いますが。熊本市の処理経費と合志市の処理経費と。もちろん自治体が違うと他の特環とか農集とかいろいろあるので、その擦り合わせで公共下水道も

会議録(要旨)

次第	発言者及び答弁者	内容
		<p>同じ価格ということで処理されるのでしょうか、その含みはありますか。</p>
事務局		<p>資料4のグラフをご覧ください。熊本市は10m³の金額は合志市と同じですが、ケース1・2にした場合、若干合志市の方が高くなります。同じように20m³の熊本市は合志市より若干安いですが、ケース1・2にした場合は合志市が若干高くなります。ただ、同じ北部流域のみである菊陽町と熊本市を比べたら大きな開きがあるのですが、熊本市は他に処理場をいくつも持たれていますので、やっぱり維持管理費が菊陽町と比べるとかかるというところなんです。もともと同じ北部流域下水道でも自治体毎に金額が変わってきているということは事実です。逆に合志市は多く使う方の料金をあまり高くしていないというのがもともとありまして、中間の200m³あたりのところを見ていただきますと、熊本市は今37,540円となっています。例えばケース1だった場合、合志市より高くなるのは上天草市・宇土市・宇城市・熊本市・水俣市というような形で、熊本市がこの辺から多く使うところに多く負担させるという考え方がございます。若干、熊本市の場合は極端に多く使うところに多く背負っていただいて、一般家庭の負担を少なくするという料金体系をとられています。こういった違いが同じ北部流域でも差が出ております。</p> <p>なかなか難しいのですが、合志市では本来、各事業毎に料金を決めると公共下水道の方が安くなり、本質的には公共下水道は合志市が効率がいいのですが、合併の時に特定環境保全下水道と農集あたりも同一の料金形態でいくと決めておりますので、その辺を加味したところ特別に安く持っていくというよりも、ちょっと若干高くなるような形になると思います。</p>
委員		<p>説明いただきましたけれども、資料を見ると200m³以上という大きな数字でなくても、30m³以上になると熊本市が大体高いという数字になると思うんですね。その中で私達が説明する時に、熊本市の方が安いんじゃないかと言われたときに、30m³使えば熊本市の方が断然高いんですよという説明はこれを見るとできるんじゃないかなと思います。30m³以上は世帯数から見ても結構件数多いと思いますので、非常にたくさん使う世帯というよりも30m³位の標準的な世帯でも断然熊本市の方が高いという説明がこの資料を見てできるのではないかと思います。</p> <p>もう一つは、前回基本料は据え置いた方がいいんじゃないかという声がいくつかあったと思いますが、私もできるだけ使わない世帯の負担は増やさない方がいいという思いで来たところです。ただ、この資料を見るとなかなかケース1と2をどちらにするかというのはなかなか難しいところもあるなと思って見させていただきました。以上です。</p>
会長		<p>確かにそうですね。ケース1で8m³までを据え置くにしても、次回はどうするかというときに、そこをまた据え置きというのは非常に難しいかもしれないし。ただ5年後は高齢化や単身世帯がもし増えたらこの部分が世帯数的には増える可能性があるということですよ。それは何とも言えないところがありますけど。</p> <p>ではいかかですかね。ケース1と2と3と一応3通りありますが、3の企業に配慮した場合というのはちょっと1・2とは別個の考え方になると思いますが、どうでしょうかケース3も含めたところで3択といたしますか、3択と言ってしまうのもあれなんですけど、それとも企業に配慮という部分は考えないというところで良いか、意見をお伺いしたいと思います。</p>
委員		<p>企業に配慮した場合というのは、企業誘致の競争あたりが厳しくなった場合は、こういう諸条件をある程度優遇してやらなければなかなか企業が進出してこないという状況が考えられる訳ですよ。例えばいろんな減免措置が7年間ありますとか。そういうのは下水道の場合はないのですか。7年間は特別に半分にしますよとか。</p>
事務局		<p>特にそういった制度はありません。</p>

会議録(要旨)

次第	発言者及び答弁者	内容
	委員	補助金もない？
	事務局	ありません。
	委員	市政としてはどうなのかな。企業誘致に負けないように諸条件を整えようとかいう風潮は今のところあまりない。ないのであれば1か2で進めてもいいんだけど。
	事務局	基本料金のところですが、前回お配りしている資料で基本料金だけの県内比較で700円のところが最低の自治体で合志市と菊陽町の2つだけです。その次に安いところが大津町で800円、その次が熊本市で810円、その次が上天草市と天草市で900円となっており、あとは軒並み1000円以上なので、今のところ合志市と菊陽町だけが700円なのでもし50円上げた場合は菊陽の次の2番目だけど熊本市よりはまだ60円安いというような状況になります。補足は以上です。
	会長	いかかでしょうか。他にご意見はございませんか。
	委員	基本料を50円上げた方が、広く薄く負担してもらおうというメリットはありますね。基本料金をそのままにすると、その分の見返りの累進制とかいろんな高みを目指さないといけないので。最初は基本料金を50円くらいで多くの広い人に負担してもらおう方が、私は皆さんがあまり負担感を感じないかなと思います。基本料金だけの世帯が約4,700件、20m ³ が約8,600件、30m ³ が約5,500件、40m ³ が約1,800件と、この辺りが一番多い世帯数ですよ。この方たちも一応50円負担ということで捉えた方が、広く薄くという感じでお願ひしやすいかなと思いますね。750円とかの方が。
	会長	では他にケース1、ケース3の方がいいんじゃないかというご意見はございませんか。
	委員	いいですか。ケース3の場合は先ほど説明がありましたように、もう考えなくてもいいと思います。ケース1は基本料金を上げなくても5年先10年先は余裕が出るようになるんでしょ。そうすると1と2の違いが私にはちょっと分かりにくいのでもう一度説明してもらえますか。
	事務局	大きな違いといいますと、30m ³ を超えて例えば40m ³ 、50m ³ の世帯で見ますと、私が子供と4人家族で20m ³ ちょっと超えているところなので、おじいちゃんおばあちゃんとか、他に兄妹が多いとかいうところになると40m ³ とかになってきます。このあたりが一番影響が大きく月額100円高くなるか安くなるかというところが50円触ったところで影響を受けることになります。ですので3~4人家族くらいまではあまり変わらないですが、6人家族とか8人家族とかいうところは100円上がるか上がらないかという差になります。以上です。
	会長	1戸当たりと考えるとそうかもしれないですね。他にご質問はございませんでしょうか。
	委員	問題はですね、今からは少子高齢化で基本料金がある程度高くないと、対象者をある程度広く浅く負担してもらわないと今後合志市もいつまでも人口が伸びるとかはあり得ないから、そういうのを加味すると基本料金を50円くらいは上げておいた方が無理がないと私は思います。いつかは減少に転じますからね。その場合、極端に言うと高齢化社会で700円のところが増えていきますね。そういった場合でも50円基本料をアップしておけば、なだらかに対応できるということを説明してください。
	事務局	今、委員に言っていたのとおりです。実際、50円上がったというのは基本料金であって、全ての世帯の基本料金が50円上がることになります。となれば確かに平等さもありますし、今後の第2回目の値上げにも、今回1段階上げておけば次も準備ができるという形になると考えています。おっしゃるとおり今から先どういう世帯になるか不明ですので、最低でも基本料金を上げるというのは全体として平等になると考えられます。
	会長	他にご意見ございませんでしょうか。
	委員	事務局はどの案と考えているのですか。

会議録(要旨)

次第	発言者及び答弁者	内容
	委員	今の案を聞けば50円の案になるんじゃないでしょうか。
	委員	その方がいいと私も思うんですよ。
	事務局	これはあくまでも審議会で決まることになっておりますので。
	会長	皆さんの意見ではケース2の方が多く見受けられますが、ケース2以外が良いという方がありましたらご意見をお願いします。
	委員	改めてですね、基本料を上げておいた方が将来を踏まえ、滑らかな料金改定に進むことができるのではないかと思いますので、ケース2を強く推したいと思います。
	各委員	「拍手」
	会長	では、拍手もいただきましたのでケース2の案を進めるということでよろしいですね。そういうふうをお願いしたいと思います。それでは改定案については以上で審議を終わりたいと思います。
(2) 各種制度①～⑤について	会長	続きまして先程説明がありましたけれども、各種制度について事務局より改めて説明をお願いします。
	事務局	<p>前回5年前の答申書の写しをお配りしておりますが、この答申書の2枚目の裏を見ていただきますと、受益者負担金の一括納付報奨金制度というものがあります。前回の料金改定の時に、受益者負担金は通常5年分割で払うことができますが、一括で支払われると一括納付報奨金としてもともと20%払い戻ししていたものが10%に減額されております。これは減額すると収益としては増えますが、分割払いになりますと滞納があったり、納付書を発送するなど事務手間も発生します。この報奨金があると事務上はかなり助かる部分がございます。</p> <p>今回この改定を細かく答申の中に入れた方が良く事務局で考えている訳でないですが、今の制度のままでも今回は抑えておいても来年以降審議会はずっと続きますので、そういった中で議論してもいいのかなとは思っております。ただ、この制度をまず知っていただいて今回はどうするかをお諮りしたいと思っております。</p>
	会長	では各種制度について、今回のところは現行のままにしておくかどうかということですよ。
	事務局	はい。
	会長	<p>今回は料金改定という大きな課題がありましたので、何もかもというよりは料金改定の結論を出して、5つの課題については継続といいますか、その時で状況が変わることもあるかもしれませんので、次回以降に状況を見ながら再考することよろしいですかね。いずれにしても、制度の見直しはいろんな意味で必要になるかもしれませんが、今回は現状のままということだと思います。</p> <p>では、本日は皆さんご意見いただきまして、また、改めて料金改定を考えていただき、それに対してのしっかりした理由付けや意見交換ができたと思います。審議の方はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。</p>
7 事務連絡	事務局	事務局から最後に次回の審議会の開催予定日を提起させていただきます。2月21日木曜日の午後1時30分からの開催を予定しておりますがいかがでしょうか。
	委員	(了承)
	会長	次回の内容はこういったものですか。
	事務局	<p>今度は答申の案を作ってきますので、その中身を審議していただく予定です。イメージ的にはお配りしている5年前の答申の形になります。</p> <p>3月は答申案で、具体的にこれで良いということであれば、それを市長に答申することを予定しております。</p> <p>また、可能であれば毎年、次年度の事業計画や予算の説明をその後させていただければと思います。3月の具体的な日程は次回改めてご連絡させていただきたいと思います。</p>
8 閉会	事務局	事務局からは以上になります。

会議録(要旨)

次第	発言者及び答弁者	内容
		慎重なご審議ありがとうございました。これで本日の第4回上下水道事業運営審議会を終了したいと思います。ありがとうございました。

(終了)